

研究倫理遵守マニュアル

早稲田大学大学院政治学研究科

経済学研究科

公共経営研究科

目 次

はじめに

1. 研究倫理とは？
2. 研究倫理に反する行為
3. 剥窃・盗用を避けるために
 - (1) なにをすれば剥窃・盗用となるか
 - (2) 剥窃・盗用を避けるには
4. 不正行為に対する大学の対応

おわりに

参考資料

はじめに

研究倫理を遵守することの重要性は、ますます大きくなっています。そもそも学術研究活動は、正しい手段と手続きに基づいて行われるべきであることはいうまでもありません。しかしこのことに加えて、学術研究活動のグローバルな展開が進む現在、研究倫理におけるグローバル・スタンダードであるといえる欧米並の厳格な対応を行うことが日本でも必要になっています。政治学研究科、経済学研究科および公共経営研究科は、このような状況に鑑み、修士課程、専門職学位課程および博士課程に在籍する学生諸氏にも、注意を喚起することとなりました。

研究倫理に反した研究活動を行えば、その研究成果の有効性を著しく損なうだけでなく、研究活動の当事者の社会的責任が強く問われ、研究者としての生命を失うことにもなりかねません。また、研究倫理について的確に理解していない者は、研究者となる資格に欠けているといえます。学生諸氏は、この点を心に深く刻んで研鑽をつむよう心がけてください。また、特に論文を執筆している方は、このパンフレットをくり返し読んで、自分の研究活動およびその成果が研究倫理に即しているかどうかを確認するようしてください。

なお、早稲田大学では、学術研究活動に携わる本学のすべての者が守るべき倫理的態度と行動規範を、「早稲田大学学術研究倫理憲章」として定めています。本パンフレットの末尾の「参考資料」にありますので、必ず読むようにしてください。

1. 研究倫理とは？

学術研究活動は、それが理系であるか文系であるかを問わず、人間社会に大きな影響を及ぼします。不正な手段による研究、公正さや公共性そして人権に対する配慮を欠いた研究は、社会に悪影響を及ぼすとともに、正当な研究に対する社会的信頼をも損ないます。

研究倫理とは、このような事態を招かないために遵守しなければならない、研究活動上の倫理的原則です。学術研究活動とは、単に学位を取得するための作業ではありません。その目的は地球社会の諸価値の増進に貢献することにあることを強く自覚し、研究倫理を遵守することは、研究に携わる者の社会的責任なのです。

2. 研究倫理に反する行為

それでは、具体的にどのような行為が研究倫理に反した行為なのでしょうか。詳細は、「参考資料」の「早稲田大学学術研究倫理憲章」を読んでいただくとして、学生諸氏の研究活動および研究成果の発表にかかる事項について以下に説明します。

研究倫理に反する行為は、大きくいって次の3つです。

- ①研究活動・成果における人権に反する行為
- ②不正な手段による研究
- ③研究費の不正な使用

(1) 研究活動および成果における、人権の侵害

研究の過程および研究成果の発表が人権を侵害するようなことがないように、細心の注意が払われなければなりません。とくに、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教、国籍などによる差別が、研究の過程において行われてはなりません。また、研究成果の内容においても、このような差別を含むものがあつてはなりません。

また、個人情報の漏洩にも十分に留意する必要があります。特に文系の学術研究においては、研究の過程で特定の人々の個人情報を取得することが多いといえます。研究の過程および成果において、個人の権利や利益を侵害するような情報の漏洩があつてはなりません。

なお、論文執筆のために個人情報にかかるアンケートや調査を実施する際には、研究計画の倫理審査を受ける必要のある場合があります。詳しくは、早稲田大学研究倫理オフィスのウェブサイト内にある「人を対象とする研究等倫理審査に関する手続き」(<http://www.waseda.jp/rps/ore/jpn/procedures/01/>)を参照してください。

(2) 不正な手段による研究

研究成果の発表(学会報告、論文作成)は、正当な手段と手続きを通じて行われなければなりません。不正な手段を通じておこなわれた研究成果の発表は、学術研究の世界においては、犯罪に等しいものとみなされ、厳しく糾弾されます。

不正な手段と認定される主な具体的な事例として、代表的なものに

- 1) ねつ造
- 2) 改ざん
- 3) なりすまし
- 4) 剥窃(盜用)
- 5) 研究助成金の不正な使用

の5つがあります。以下に詳しく説明します。

1) ねつ造

ねつ造とは、実際には存在しないデータや調査結果などを作成し、あたかも実在するものであるかのように提示することです。具体的な事例を下に記します。

[事例 1]

実在しない公文書を自分で作り、それを用いて自分の仮説が検証できたと論文で主張した。

[事例 2]

自分の主張を補強するために、架空の実験結果を作り出して論文に記載した。

[事例 3]

実際には行っていないインタビューを行ったことにして、架空のインタビュー内容を作成して自分の主張を補強して、論文に記載した。

2) 改ざん

改ざんとは、実際に存在するデータや実際に行った調査結果の内容を、自分の主張を正当化したり仮説の妥当性を主張したりするために、実際とは異なる内容に加工・改変することです。

[事例 1]

実際にある統計データの数値を、自分の仮説にあわせて、実際とは異なる数値に変えて論文に記載した。

[事例 2]

ある政府の政策についての自分の解釈と主張にあわせて、その政府が発行している公文書の内容の一部を削除して、論文に記載した。

[事例 3]

実際にインタビューを行ったが、インタビュイーの発言の中で自分の仮説に反する内容の部分を削除して、論文に記載した。

3) なりすまし

これは、他者に論文の一部または全部を書いてもらったにもかかわらず、自分が執筆した論文として発表することをいいます。また研究の過程において、他者に調査や分析をしてもらったにもかかわらず、その事実を明示せず自分がひとりで行った調査や分析として、研究成果を発表することです。

[事例 1]

論文の提出期限に間に合わないので、結論を先輩に書いてもらって、そのまま提出した。

[事例 2]

必要なインタビュー調査を、後輩にさせたにもかかわらず、その事実に注などで言及することなく、自分でやったこととして論文を作成した。

なお、なりすましに荷担するような行為も、不正な行為として認定され、処分の対象となる場合があります。

4) 剥窃(盗用)

学位を取得するために必要なすべての提出物は、次の 2 つの条件を満たしていかなければなりません。

- ① 自分自身の表現や語句で記述されていること。
- ② 自分自身のアイデアと判断・評価に基づいていること。

剽窃とは、他人の語句・表現・アイデア・判断や評価などを盗み、自分のものとして発表することです。

剽窃は、他人のオリジナルな研究のもつ価値を著しく侵害するものであり、学術の世界での「犯罪」として認知されています。

特に論文の作成において起きやすい不正行為が、この剽窃です。そこで、その事例と防止方法については、次の章において特に詳しく説明をすることにします。

5) 研究助成金の不正な使用

研究助成金はほとんどの場合その使途について規程があります。この規程に沿わない使用をすることは、不正使用となります。研究助成金を規程に反して使用して論文を作成した場合、不正の手段による論文作成となります。またその結果学位を取得した後に不正使用が発覚した場合には、不正の手段による学位の授与があったと認定され、学位の取り消しという重大な事態を招く可能性もあります。不正使用とならないように、十分な配慮が必要です。

3. 剥窃を避けるために

すでに述べたように、他者の語句・表現・アイデア・評価や判断を盗み、自分のものとして論文などで発表すれば、それは剽窃となります。しかし、論文の作成においては、他者の行った先行研究において提示された知見に依拠したり、他者の語句・表現・アイデアなどを引用することは、避けられません。そうであればこそ、先行研究の

知見の利用や引用を行った場合には、論文のなかで必ずそのことを明示する必要があります。これを怠り、不適切な引用を行った場合には、剽窃と認定され厳格な処分が下される場合があります。

剽窃は学術研究の世界における「犯罪」であると認知されています。当然のことながら、意図的に剽窃を行うことは決して許されることではありません。しかし、なにをすれば剽窃になり、なにをすれば適切な引用となるのかについて、的確に理解していないと、意図せずに剽窃を行ってしまう場合もあります。

そこで以下では、剽窃の事例を提示しつつ、なにをすれば剽窃となり、どうすればそれを避けることができるのかについて、詳しく説明します。

(1) なにをすれば剽窃になるか

1) 剽窃の事例と正当な引用例

[事例 1]

他者の先行研究の文章をそのまま借用したが、引用符も注もつけなかった。

〈借用した文章〉

冷戦の世界秩序は、第三次世界大戦を経験することなく崩壊したが、その結果は、大戦争後と同様に、ソ連が消滅するなど、パワーの配分状況における劇的な変化を伴った。しかし、新しい世界秩序の姿はいまだにみえてこない。それはなぜなのか。

〈あなたの文章〉（下線は借用した文章）

冷戦後の世界政治にはどのような秩序が存在しているのだろうか。冷戦の世界秩序は、第三次世界大戦を経験することなく崩壊したが、その結果は、大戦争後と同様に、ソ連が消滅するなど、パワーの配分状況における劇的な変化を伴った。しかし新しい世界秩序の姿はいまだにみえてこない。それはなぜなのか。冷戦後の世界秩序の変化を理解するためには、このような問題をたてる必要がある。

これは、もっとも典型的な剽窃の例です。他者のアイデアと表現・語句をそのまま使っているにもかかわらず、引用符も注もつけていません。どうすれば、適切な引用になるか以下に示します。

冷戦後の世界政治にはどのような秩序が存在しているのだろうか。「冷戦の世界秩序は、第三次世界大戦を経験することなく崩壊したが、その結果は、大戦争後と同様に、ソ連が消滅するなど、パワーの配分状況における劇的な変化を伴った。しかし新しい世界秩序の姿はいまだにみえてこない。それはなぜなのか。」⁽¹⁾冷戦後の世界秩序の変化を理解するためには、このような問題をたてる必要がある。

脚注または巻末注

- (1) 田中孝彦『『冷戦システム』と『冷戦秩序』—変容のダイナミズムと冷戦後—』『講座 国際政治 1』東京大学出版会、2003年、25頁。

引用された文章には、引用符(カギ括弧)がつけられ、注の番号が打たれています。その上で、脚注または巻末注に、引用した文章の出典が明示されています。これで適切な引用となり、剽窃ではなくなります。

[事例 2]

他者の文章を加筆修正または要約して借用したが、注をつけなかった。

〈借用した文章〉

冷戦の世界秩序は、第三次世界大戦を経験することなく崩壊したが、その結果は、大戦争後と同様に、ソ連が消滅するなど、パワーの配分状況における劇的な変化を伴った。しかし、新しい世界秩序の姿はいまだにみえてこない。それはなぜなのか。

〈あなたの文章〉（下線は借用した文章を修正したもの）

冷戦後の世界政治にはどのような秩序が存在しているのだろうか。冷戦秩序は、第三次世界大戦なしに崩壊したが、他の、大戦争後と同じ様に、ソ連消滅など、力関係は劇的に変化した。にもかかわらず、新しい世界秩序の姿はまだみえてこない。それはなぜか。冷戦後の世界秩序の変化を理解するためには、このような問題をたてる必要がある。

これも剽窃として認定されます。文章表現は変えてあるので引用符をつける必要はありませんが、アイデアを借用していますので、注でそのことを明示する必要があります。次のようにすれば適切な引用となります。

冷戦後の世界政治にはどのような秩序が存在しているのだろうか。冷戦秩序は、第三次世界大戦なしに崩壊したが、他の、大戦争後と同じ様に、ソ連消滅など、力関係は劇的に変化した。にもかかわらず、新しい世界秩序の姿はまだみえてこない。それはなぜか。⁽¹⁾冷戦後の世界秩序の変化を理解するためには、このような問題をたてる必要がある。

脚注または巻末注

(1) 田中孝彦『冷戦システム』と『冷戦秩序』—変容のダイナミズムと冷戦後—』『講座 国際政治 1』東京大学出版会、2003年、25頁。

[事例 3]

一つまたは複数の文献から得た知識やアイデアを整理して、文章を作成した。それらの文献は、参考文献リストとして論文の末尾に記しておいた。

例文は示しませんが、これも剽窃と認定される可能性が高い事例です。参考文献リストに、知識やアイデアを借用した文献が含まれていても、参考にしたアイデアや知識に基づいたものを書いた部分には、必ず注をつけて、なにを誰の文献から参考にしたか明記しなければなりません。

2) よく使われる言い訳

実際に起こった剽窃の事例において行われた事情聴取では、以下にしめすような言い訳がよく聞かれます。それぞれ苦し紛れの言い訳で、ほとんどの場合にその主張が受け入れられることはできません。言い逃れができると考えること自体が間違っていると考えてください。

①「偶然の一致だ」

自分で考えて書いた文章であり、偶然に他者の文章と同じになっただけだという言い訳です。確かに非常に短い一行の文章であれば、偶然もあり得るでしょう。しかし、複数行にわたる文章が偶然で一致するということはまずありません。

②「意図的にやったのではなく、不注意によるものだ」

論文のあまり重要でない部分に、1~2箇所程度ならば、不注意によるものといえる場合もあるかもしれません。しかし、何カ所にも及ぶ場合には、意図的なものと判断されます。

③「自分も同じ意見だから、注はいらない」

自分と同じ意見であっても、他者が先に発表しているのですから、それはあなたのオリジナルな意見とは認められません。注をつけることが必要です。仮に、他者からの借用ではなく、先行研究を読む前に自分も気がついていたということを示したいのであれば、注に「同様の見解をとるものとして～がある」という形で、明示すればよいのです。

④「コピーアンドペーストはしていない。自分でちゃんと入力した」

思わず笑ってしまった言い訳ですが、指導教員などから「ネット上の文章のコピーアンドペーストはするな」といわれていたことから、「コピペはしなかった」ということを主張しているつもりなのでしょう。これが妥当な正当化にならないことは、いうまでもありません。

(2) 剽窃を避けるには？

剽窃を行わないようにするには、不正を行わないという自己規律がもっとも重要であることは、いうまでもありません。しかし、わかっていないながらやってしまう、または知らず知らずのうちに剽窃になってしまった、ということも意外に多いようです。そのような事態を避けるためには、日頃の研究の方法や、論文執筆計画のたてかたなどに注意することが効果的です。

1) 剽窃防止は日常の研究習慣から

① 自分で考えた議論と他者の議論を常に区別する習慣を身につける。

ゼミでの報告、そしてコースワークの授業での発表などでも、他者から得た知識やアイデアには注や引用符をつける習慣をつけるようにしましょう。報告や発表の中で、自分の意見はこの部分だということを明確に主張するようにすれば、論文を書くときにも、自分の議論と他者の知見を区別する習慣が身につきます。

② 本や論文を読む時にとるメモに注意

先行研究の文献を読むとき、メモをとっていると思います。そのとき、読んだ文章を書き写したときには、メモの中でも必ず引用符をつけ、出典をメモするように習慣づけましょう。こうすることで、自分の考え方や文章と、先行研究の文献に示された知見や文章とを、論文執筆時に混同してしまうことが避けられます。論文提出期限が迫ってきて焦っている場合でも、自分の作ったメモを見れば、容易に適切な引用をすることができます。

文献メモには、そのまま他者の文章を写すのではなく、その文章の要約を記録する場合もあるでしょう。その場合でも、必ず出典を正確にメモしておくようにしましょう。文章の要約をメモしている場合には、自分の見解と他者の知見との区別がつきにくくなりますので、特に気をつける必要があります。

③ 余裕のある論文執筆計画をたてる

なかなか実行するのは難しいのですが、論文の第一稿を、できるだけ早く完成するように計画をたてることが重要です。たとえば、提出期限の1ヶ月前には、第一稿を完成するようにして、引用が適切かどうかをチェックする時間的余裕をもって執筆することが効果的です。また、そうすることで指導教員による事前チェックも十分受けることができます。

2) その他

① 日本語の表現に自信がないとき(留学生向け)

日本語の表現に自信がない留学生は、先行研究などの表現をそのまま使ってしまいがちです。そのような場合には、早稲田大学ライティング・センター (<http://www.cie-waseda.jp/awp/jp/wc/>) を利用して日本語の修正を早い時期から試みるようにしましょう。また拙い日本語表現は「不正」ではありませんが、剽窃は「不正」です。

② 無理な独自性を狙わない(修士および専門職学位課程の学生向け)

論文には独自性・独創性が求められます。学生諸氏は、当然のことながら自分の論文に独自性・独創性を与えようと努力しているはずです。しかし、独自性や独創性を求めすぎた結果、先行研究を明確にのりこえられず、剽窃をして偽りの独自性・独創性を自分の論文に与えようとしてしまう場合があります。

重要な学術的貢献をめざすことはもちろん非常に大切ですが、苦し紛れに不正をはたらくくらいならば、不十分ながらもわずかな独自性・独創性を備えている論文の方がよいのです。

③ 迷ったら注をつける

ここまで読まれた方は、剽窃とはどのようなことなのかについて、具体的なイメージを持つことができたのではないかと思います。それでも、実際に論文を執筆していると、注をつけるべきかどうか迷うこともあります。その場合には、注をつけることです。

4. 不正行為に対する大学の対応

(1) 厳格な処分

政治学研究科と公共経営研究科は、剽窃などの不正行為に対しては厳格な処分をもって対応します。処分の内容は以下の通りです。

1) 修士論文およびリサーチペーパーについて

① 学位授与前に発覚した場合

不正行為の程度に応じて当該年度の成績無効、修士論文審査不合格、無期停学などの処分がなされます。

② 学位授与後に発覚した場合

不正な手段によって学位の取得がなされたと認定された場合、本学の「学位規則」23条に則り、学位の取り消しと、その事実の公表が行われます。

2) 博士論文について

① 学位授与前に発覚した場合

不正行為の程度に応じて、当該年度の成績無効、無期停学、博士論文不合格、退学などの処分がなされます。

② 学位授与後に発覚した場合

不正な手段によって学位の取得がなされたと認定された場合、本学の「学位規則」23条に則り、学位の取り消しとその事実の公表が行われます。

(2) 不正行為を発見する体制の確立

1) 類似度判定ソフトの利用

政治学研究科、経済学研究科、公共経営研究科では、修士論文、リサーチペーパーおよび博士論文に対して、提出時に類似度判定ソフトにより、不適切な引用や剽窃がないかどうかを確かめることになっています。その上で不適切な引用や剽窃の可能性があることが判明した場合は、さらに詳細な調査が行われます。剽窃などの不正行為はいつか必ず発覚すると思ってください。

おわりに

最後に、心に刻んでおいていただきたいことを3つあげておきます。

(1) 研究倫理違反は必ず発覚する。

人権侵害、ねつ造、改ざん、なりすまし、剽窃（盗用）は、必ず発覚します。「この程度ならば大丈夫」と考えるのは論外です。

(2) 研究倫理違反はあなたの人生を狂わせる。

不正の手段による学位取得の試みは、厳重な処分の対象となり、記録に残ります。学位取得後に発覚し学位取り消しなどの処分を受ければ、それは大学によって社会にむけて公表されますので、すでに得た職を失うこともあります、また学術的世界で生きる道も、当然閉ざされることになります。

(3) 「知らなかった」では済まされない。

研究倫理を的確に理解しそれを遵守することは、研究に携わる者の義務です。「知らない」「わからない」という者は、研究に携わる資格がないということなのです。

皆さんが、研究倫理についての十分な理解を身につけ、正しい方法によって充実した研究をすすめられることを、心から祈っております。

参考資料

1. 「早稲田大学学術研究倫理憲章」

早稲田大学は、「学の独立」および「進取の精神」という建学の精神に則り、学問の使命に対する高い理想を持ち、学術研究活動を通じて、人類の福祉と世界平和に貢献する。学術研究に関与する者は、それが人間、社会および自然環境に多大な影響を及ぼすことに鑑み、本学が受け継いできた良き伝統を堅持しつつ、常に良心に従って自己研鑽に努め、現代社会の今日的課題にも果敢に挑戦する。本学は、学術研究の信頼性と公正性および自由な研究活動の遂行を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚して、本学の学術研究が社会から多くの信頼と尊敬を得られるよう、本学の研究活動に携わるすべての者に係る倫理的な態度と行動規範として、以下を宣言する。

1. 本学の学術研究は、人類の福祉や世界平和など、人類共通の課題に貢献する。

2. 本学の学術研究は、人間の尊厳を守り、生命倫理を尊重し、人間、社会、自然との調和的発展や社会的弱者の保護、地球環境の保全に十分配慮し、公益の増進に積極的に貢献する。
3. 本学の学術研究は、国際的規範、国内外関係諸法令および学内諸規定とその精神を遵守し、社会的良識をもって誠実に遂行し、研究成果を適切に発表することで時代や社会の要請に積極的に応える。
4. 本学の学術研究においては、人権を尊重し、個人情報の保護に留意し、共同作業の過程において一切のハラスメント行為や国籍、性別、年齢等による差別が生じないよう努めるとともに、こうした行為のない大学づくりのために一致協力する。
5. 本学の学術研究においては、社会との連携活動に伴う弊害が生じることのないよう留意し、適切なマネジメントに努める。
6. 本学は、研究倫理に係わる教育・研修、研究環境の改善・整備および安全管理等に努め、不正行為が起こらない環境づくりに努める。

2. 「早稲田大学学位規則」第23条

本大学において博士、修士または専門職学位を授与された者につき、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、総長は、当該研究科運営委員会および研究科長会の議を経て、既に授与した学位を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

3. 「早稲田大学大学院学則」第38条および第39条

(懲戒)

第38条 学生が、本大学の規約に違反し、または学生の本分に反する行為があったときは懲戒処分に付することがある。

- 2 懲戒は、訓告、停学、退学の3種とする。
- 3 学生の懲戒手続に関する事項は、学生の懲戒手続に関する規程（2012年規約第12—22号の1）をもって別に定める。

(懲戒退学)

第39条 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者は、懲戒による退学処分に付する。